

第10章 公共施設及び景観重要公共施設の整備方針等

道路、河川、港湾、都市公園などの公共施設は、建築物や工作物、屋外広告物と同様に景観形成上重要な構成要素です。

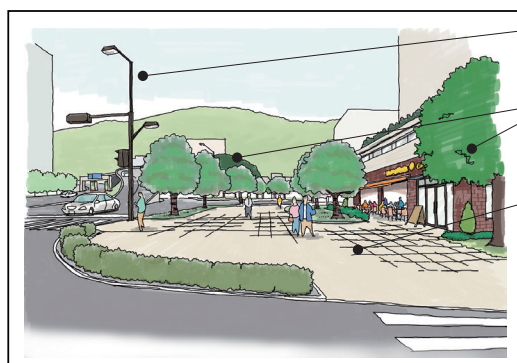
ここでは、景観の観点からこれらの公共施設の整備方針を示すとともに、特に、本市の景観形成に大きな影響を与える景観計画重点地区内の主要な公共施設や高架道路等を、「景観重要公共施設」に位置付け、その整備方針及び整備に関する配慮事項を定め、当該公共施設の管理者やその他関係機関との連携・調整を図ります。

1 公共施設の整備方針

(1) 道路

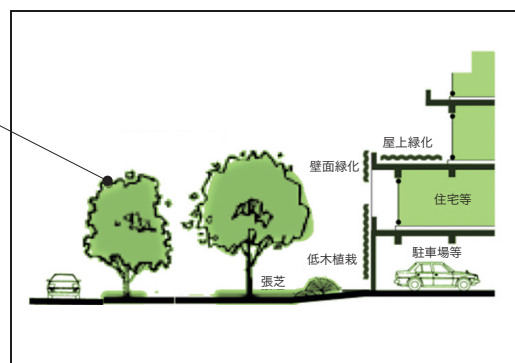
以下の整備方針に基づき景観形成の基調となる美しい道路空間を形成します。

- ア 周辺景観に配慮した道路構造物の整備に取り組みます。
- イ 街路樹等による道路緑化に努めます。
- ウ 放置自転車等の解消に取り組みます。
- エ 計画的な電線類の地中化に取り組みます。（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定を受けた道路）
- オ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなどの周辺景観との調和や*ユニバーサルデザインに配慮したものとします。
- カ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。



計画的な緑化によるシンボリックな道路空間の整備イメージ

電線類の地中化による良好な道路空間
道路の緑化による景観への配慮
デザインに配慮した舗装

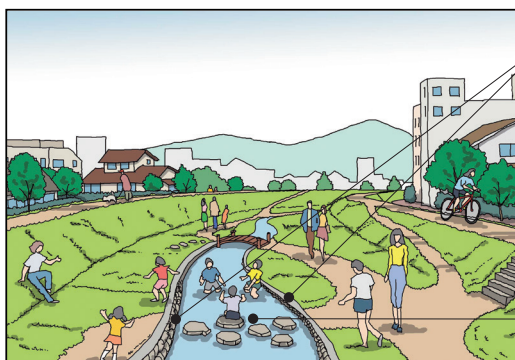


計画的な緑化によるシンボリックな道路空間の整備イメージ(断面図)

(2) 河川、港湾

以下の整備方針に基づき景観形成の基調となる美しい河川空間や海辺空間を形成します。

- ア 河川空間や海辺空間の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に取り組みます。
- イ 自然海岸の保全・修景に取り組みます。
- ウ 周辺景観に配慮した臨海部の開発を促進します。
- エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- オ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。



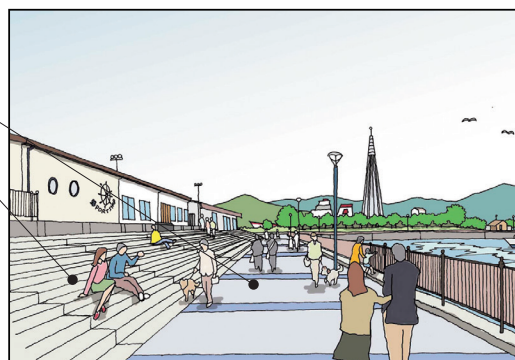
水を身近に感じる河川空間の整備イメージ

水を身近に感じる河岸

デザインに配慮した舗装

瀬戸内海の多島美や船舶などの海域の見え方を意識した空間の演出

子どもが楽しく遊べる環境



自然環境やデザインに配慮した臨海部の整備イメージ

(3) 公園・緑地

以下の整備方針に基づき憩いや安らぎ、潤いなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地の整備を進めます。

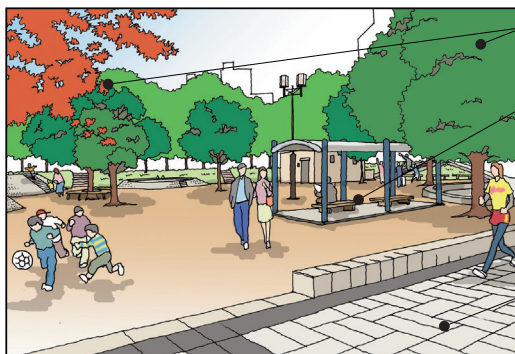
ア 「*水の都ひろしま」構想に基づき、市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力ある水辺の創出、にぎわいのある水辺の創出を目指します。

イ 季節の移ろいを彩る河岸緑地の整備に取り組みます。

ウ トイレやベンチなどの便民施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。

エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなどの周辺景観との調和や*ユニバーサルデザインに配慮したものとします。

オ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。



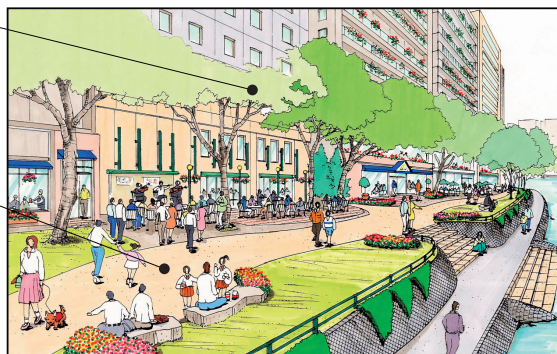
*都心のオアシスとなる公園の整備イメージ

適切に維持管理された樹木

木々の見え方を意識したベンチ

河川の見え方を意識したベンチ

景観に一体感を与える舗装デザイン



にぎわいのある河岸緑地の整備イメージ

(4) その他の公共施設

以下の整備方針に基づき周辺景観に配慮した施設整備に取り組みます。

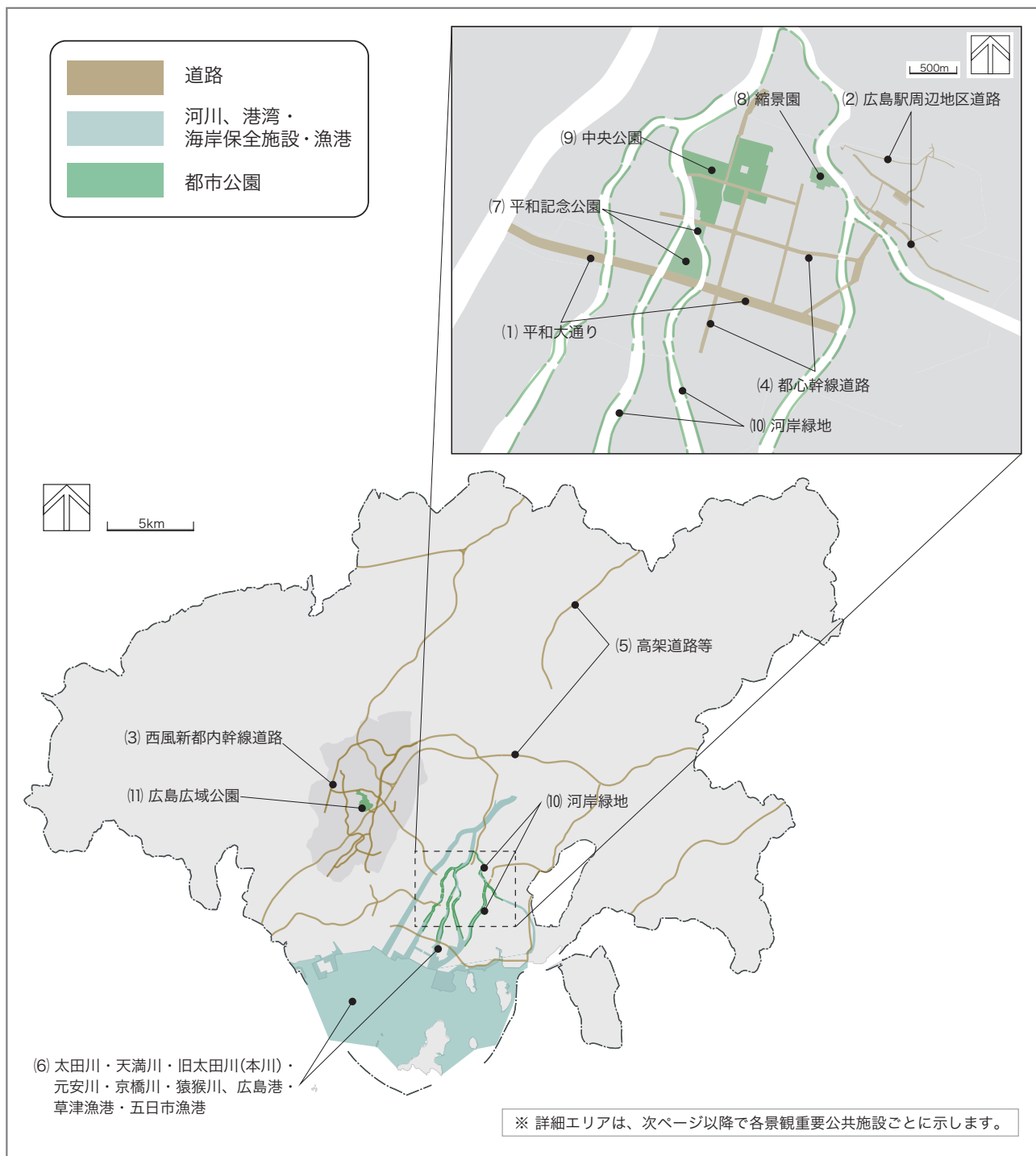
ア 学校施設や下水道施設、水道施設等の建築物などの公共施設についても景観に配慮した整備に取り組みます。

イ 下水道マンホール鉄蓋については、多くの人が集まる観光地や広島駅など主要な*交通結節点などの周辺地区における設置対象路線に、それぞれの地区にふさわしいデザインマンホール蓋を設置します。

2 景観重要公共施設の整備方針及び整備に関する配慮事項(景観法第8条第2項第4号ロ)

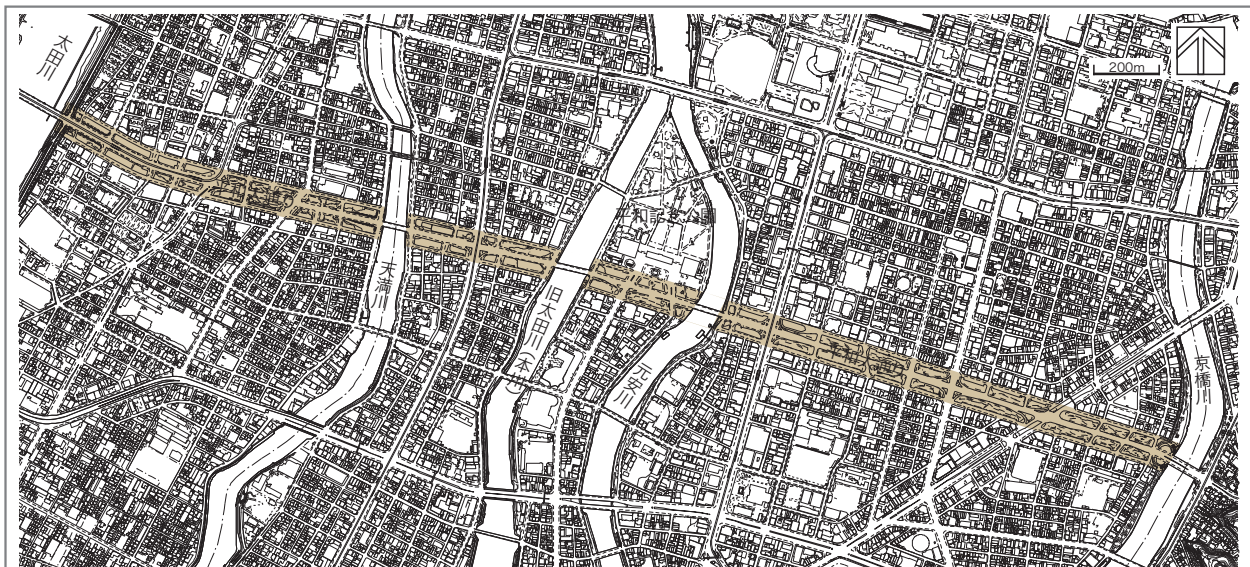
景観重要公共施設一覧

区 分	景 観 重 要 公 共 施 設	施設管理者	関係する景観計画重点地区
道路	(1) 平和大通り	市	② 平和大通り沿道地区
	(2) 広島駅周辺地区道路 (主要地方道東海田広島線、主要地方道広島三次線、県道広島海田線、*二葉の里歴史の散歩道(東5区(6号線、15号線、16号線、19号線、29号線、39号線))、南1区(駅前吉島線、松原京橋線、天満矢賀線、13号線、19号線、23号線)、南3区駅前吉島線、広島駅南口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口*ペDESTリアンデッキ(道路区域に限る))	市	⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区 ⑨ 広島駅新幹線口地区 ⑩ 広島駅南口地区 ⑪ 広島市民球場周辺地区
	(3) 西風新都内幹線道路 (主要地方道広島豊平線、主要地方道広島湯来線、県道伴広島線、県道原田五日市線、安佐南4区(414号線、453号線、454号線、455号線、489号線、490号線、523号線、739号線)、佐伯1区(368号線、371号線、372号線、373号線、374号線、376号線)、伴北線、石内中央線等)	市	⑧ 西風新都地区
	(4) 都心幹線道路 (国道2号、国道54号、国道183号、県道広島海田線、県道広島港線、(中1区、南3区)駅前吉島線、中1区中広字品線、中1区御幸橋三篠線)	国、市	⑫ 都心幹線道路沿道地区
	(5) 高架道路等 (国道2号(東広島バイパス、西広島バイパス、安芸バイパス)、国道54号(可部バイパス、上根バイパス)、山陽自動車道、広島自動車道、中国自動車道、広島高速(1号線、2号線、3号線、4号線、5号線)、広島南道路、*アストラムライン、草津沼田道路)(高架下道路を含む。また、リバーフロント・シーフロント地区内の河川や港湾に架かる*橋りょうを除く。)	国、NEXCO西日本(株)、広島高速道路公社、市	市内一円
河川、港湾・海岸保全施設・漁港	(6) 太田川・天満川・旧太田川(本川)・元安川・京橋川・猿猴川、広島港・草津漁港・五日市漁港	国、県、市、民間	⑦ リバーフロント・シーフロント地区 ⑬ 宇品みなと地区
都市公園	(7) 平和記念公園	市	① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区
	(8) 縮景園	県	③ 縮景園周辺地区
	(9) 中央公園	市	⑥ 広島城・中央公園地区
	(10) 河岸緑地	市	⑦ リバーフロント・シーフロント地区
	(11) 広島広域公園	市	⑧ 西風新都地区



景観重要公共施設の位置図

(1) 平和大通り



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

平和大通りは、戦災復興*土地区画整理事業等により整備された本市を代表する通りであり、*広島平和記念都市建設計画の中に位置付けられ、都市内の幹線道路として、また、貴重な緑地空間として、広島復興と発展を支えてきました。

平和大通りを含む沿道地区については、昭和58年から「*平和大通り沿道建築物等美観形成要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物や屋外広告物等の配置、形態、色彩や素材などについて景観協議を行い、平和都市を象徴する景観の形成に取り組んできました。

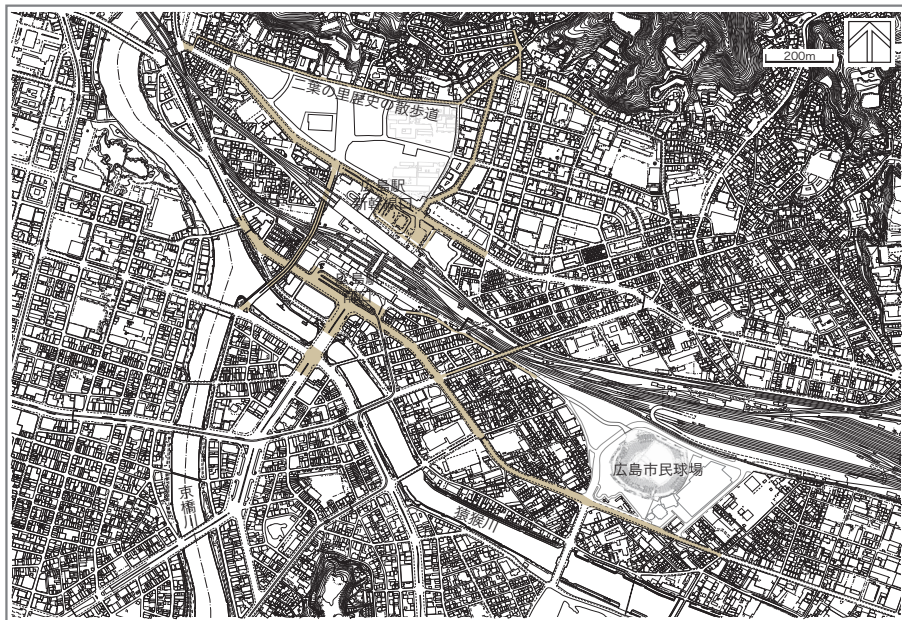
現在、「平和大通りリニューアル事業の基本方針」に基づき、人間を中心とした使い勝手のよい空間整備などのリニューアル事業を進めており、平和を願う市民や広島を訪れる世界中の人々が憩い、交流できる空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 沿道側と緑地とを一体的な空間として捉え、歩道、自転車走行空間、副道、緑地の一体的な構成による配置を考慮した道路・緑地空間の整備を行います。
- イ 道路(歩道、自転車走行空間)の舗装は、交通安全性や周辺景観との調和に配慮した色彩や素材とします。
- ウ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、道路緑化に努めます。
- エ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ ベンチや夜間照明、駐車場、駐輪場などの利便施設については、周辺景観に配慮したデザインとします。
- カ 放置自転車等の解消に取り組めます。
- キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- ク 施設等の適切な維持管理に努めます。

(2) 広島駅周辺地区道路

(主要地方道東海田広島線、主要地方道広島三次線、県道広島海田線、*二葉の里歴史の散歩道(東5区(6号線、15号線、16号線、19号線、29号線、39号線))、南1区(駅前吉島線、松原京橋線、天満矢賀線、13号線、19号線、23号線)、南3区駅前吉島線、広島駅南口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口*ペDESTリアンデッキ(道路区域に限る))



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

広島の陸の玄関である広島駅周辺地区は、中四国地方最大の拠点駅であるJR広島駅を中心に、JRや路面電車、市内・高速バスも乗り入れる*交通結節点であるとともに、広島東洋カープの本拠地として高い誘客力を持つ広島市民球場を有するなど、*都心の東の「核」として、活力とにぎわいのエンジンとなることが期待される地区です。また、当地区の北側には、*二葉の里歴史の散歩道があり、その沿道には、広島東照宮や國前寺等多くの神社・仏閣が立地するなど、にぎわいと落ち着きとの調和が求められる地区です。

現在、広島駅周辺地区では、*市街地再開発事業や*土地区画整理事業が進められており、これらの区域を有機的に結び、地区全体の*回遊性を高めるために、広島駅新幹線口広場及び広島駅新幹線口*ペDESTリアンデッキ等を整備し、広島駅の交通結節点機能の向上を図るため、広島駅南口広場の再整備等を行っているところです。

これらのことを踏まえ、多くの人々が行き交う陸の玄関にふさわしいおもてなしの心を感じることのできる空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 道路(歩道、自転車走行空間)の舗装は、交通安全性や周辺景観との調和に配慮した色彩や素材とします。
- イ *広島駅南口広場などの施設整備に当たっては、駅ビル等の周辺施設と調和するデザインとなるよう努めます。
- ウ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、道路緑化に努めます。

- エ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ 駐輪場などの利便施設については、周辺景観に配慮したデザインとします。
- カ 放置自転車等の解消に取り組みます。
- キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとしします。
- ク 施設等の適切な維持管理に努めます。

(3) 西風新都内幹線道路

(主要地方道広島豊平線、主要地方道広島湯来線、県道伴広島線、県道原田五日市線、安佐南4区(414号線、453号線、454号線、455号線、489号線、490号線、523号線、739号線)、佐伯1区(368号線、371号線、372号線、373号線、374号線、376号線)、伴北線、石内中央線等)



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

西風新都の都市づくりは、地域住民、民間開発事業者及び本市が適切な役割分担と協力関係のもとに一丸となって取り組んでいる大規模プロジェクトです。区域内には、山陽自動車道五日市インターチェンジと広島自動車道広島西風新都インターチェンジを有し、中心部とは、広島高速4号線や*アストラムラインで直結するなど優れた立地特性を備えています。

この地区については、平成7年から「*西風新都アーバンデザイン推進要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物、屋外広告物、公共施設等の配置、形態、色彩、素材や宅地開発などについて景観協議を行い、*クラスター状の多数の地区において、その地域性や個性を踏まえた都市づくりを行ってきました。

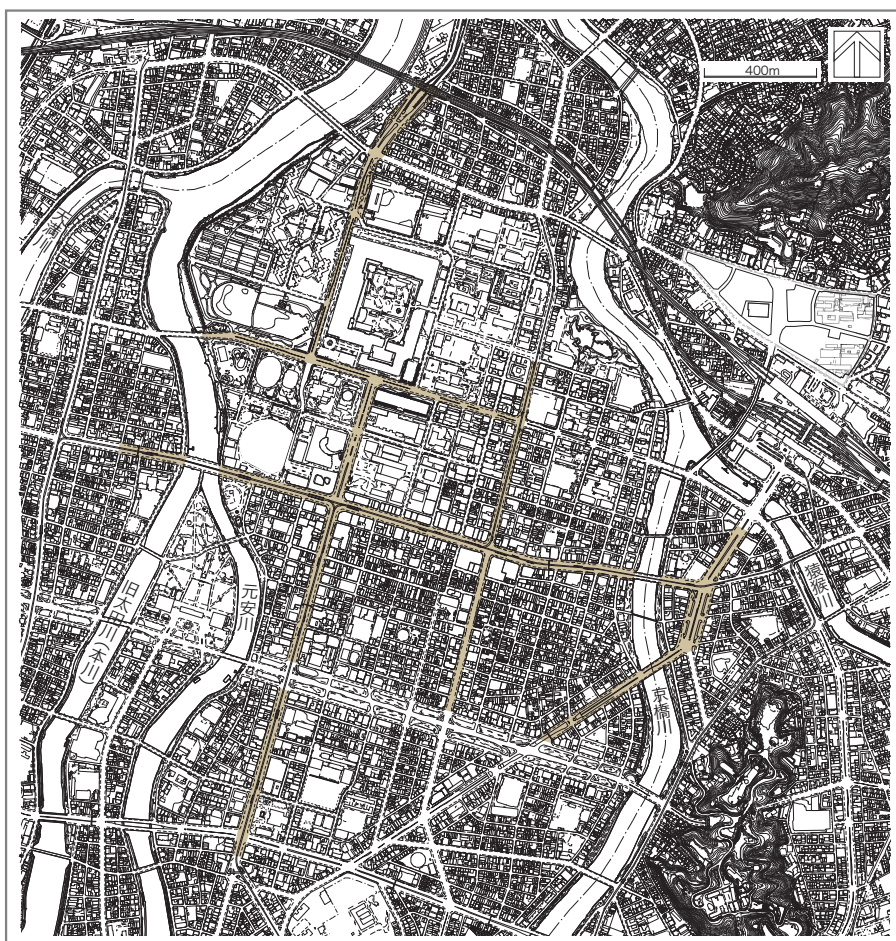
現在、「住み、働き、学び、憩う、護る」という五つの機能を備えた魅力ある都市づくりに取り組んでおり、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 道路の舗装は、色彩等の統一に努めるとともに周辺景観と調和する素材を用います。
- イ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、積極的に道路緑化を実施します。
- ウ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとしします。
- オ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(4) 都心幹線道路

(国道2号、国道54号、国道183号、県道広島海田線、県道広島港線、(中1区、南3区)駅前吉島線、中1区中広宇品線、中1区御幸橋三篠線)



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

*都心については、広島「顔」としての求心力を一層高め、ヒト・モノ・カネの県域を越えた大きな循環を生み出していく必要があります。このため、広島の陸の玄関である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を*都心の東西の「核」と位置付け、それぞれが活力とにぎわいのエンジンを持ち、相互に刺激し高め合うような「楕円形の*都心づくり」を推進しています。

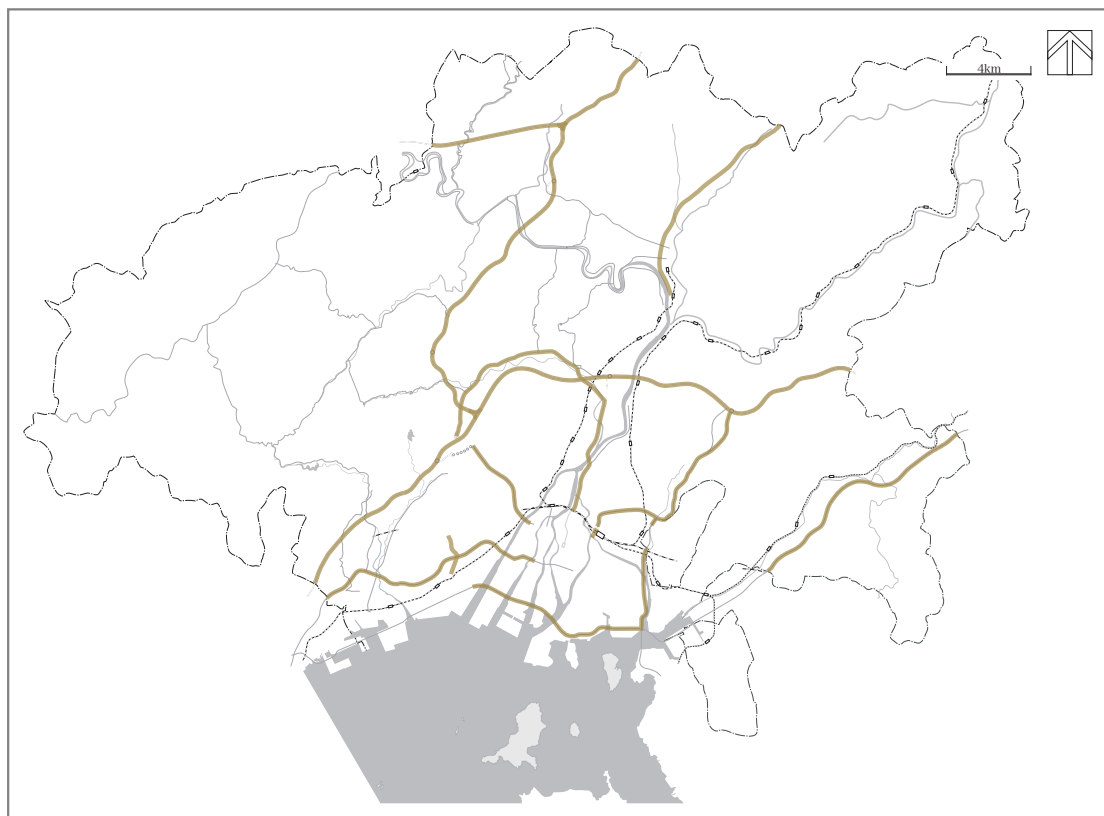
東西の「核」を結ぶ都心幹線道路は、こうした都市構造を形成する上で必要不可欠なアクセスであり、人々の目にも触れやすく、景観形成上重要な構成要素であることから、*都心にふさわしい風格を備えた空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 道路(歩道、自転車走行空間)の舗装は、交通安全性や周辺景観との調和に配慮した色彩や素材とします。
- イ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、道路緑化に努めます。
- ウ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- エ 駐輪場などの利便施設については、周辺景観に配慮したデザインとします。
- オ 放置自転車等の解消に取り組みます。
- カ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- キ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(5) 高架道路等

(国道2号(東広島バイパス、西広島バイパス、安芸バイパス)、国道54号(可部バイパス、上根バイパス)、山陽自動車道、広島自動車道、中国自動車道、広島高速(1号線、2号線、3号線、4号線、5号線)、広島南道路、*アストラムライン、草津沼田道路)(高架下道路を含む。また、リバーフロント・シーフロント地区内の河川や港湾に架かる*橋りょうを除く。)



景観重要公共施設指定区域図

(高架下道路を含む。また、リバーフロント・シーフロント地区内の河川や港湾に架かる*橋りょうを除く。)

【整備方針】

少子・高齢化、人口減少社会を迎える中で、本市全体としての*都市機能を強化し活力とにぎわいを生み出すためには、*都市機能の拡散の抑制と、その適切な配置による*集約型都市構造の形成を図る必要があります。こうした都市構造を形成する上では、*アストラムラインやJR、路面電車、バスなどの公共交通を中心とした都市内交通の円滑化が不可欠です。さらに、本市と近隣市町の経済・文化交流の活性化や国内外からの誘客拡大など、まちに活力とにぎわいを呼び込むためには、都市の内外を結ぶ陸海空の交通ネットワークの強化が重要であり、空港や港湾などへのアクセスを強化する自動車専用道路や近隣市町に連絡する広域的な幹線道路などの高架道路等が整備されてきたところであり、現在も広島高速5号線や東広島バイパス等高架道路等の整備が進められています。

高架道路等については、自然環境の保全や人への視覚的、心理的圧迫感の軽減など周辺景観との調和に配慮した空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

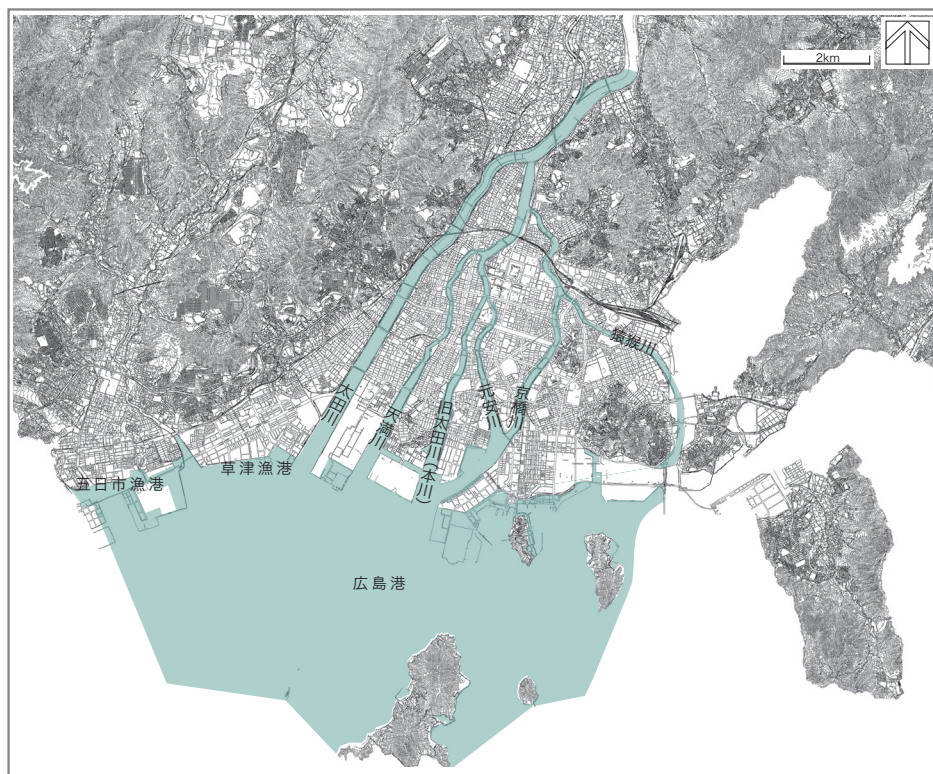
ア 高架道路等の大規模な道路構造物等の整備に当たっては、色彩・形態などのデザインに配慮するとともに、視覚的、心理的圧迫感の軽減など周辺景観との調和に配慮します。

イ 山地部・丘陵部での道路整備に当たっては、自然環境の保全や周辺景観との調和に配慮します。

ウ 遮音壁や道路照明灯などの道路附属物については、各路線で色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。

エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

オ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(6) 太田川・天満川・旧太田川(本川)・元安川・京橋・猿猴川、広島港・草津漁港・五日市漁港

景観重要公共施設指定区域図(施設管理者の同意を得た施設に限る。)

【整備方針】

デルタ市街地を流れる太田川の派川をはじめとする河川や海辺は、美しい眺望、憩い楽しめる場所、都市内のオープンスペースなどの多様な機能を持った空間であり、本市の景観形成上大変重要な資源です。

川や海に沿った地区については、平成元年から「*リバーフロント建築物等美観形成協議制度」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物や屋外広告物等の配置、形態、色彩や素材などについて、景観協議を行い、太田川や瀬戸内海の自然環境を生かし、うるおいとにぎわいのある都市空間の形成に取り組んできました。

このような取組を継続するとともに、市民や広島を訪れる人々が、水辺に親しみ、楽しむことのできる「*水の都ひろしま」にふさわしい潤いや安らぎ、にぎわいのある都市空間の整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

(共通)

ア 「*水の都ひろしま」構想に基づき、市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力ある水辺の創出、にぎわいのある水辺の創出を目指します。

イ 防護柵類などの工作物については、安全性を考慮した上で、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。

ウ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

エ 放置艇対策等により、景観の向上を図ります。

オ 水面の清掃により、景観の向上に努めます。

カ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(河川)

キ 河川護岸の適切な維持管理による良好な景観を形成します。

(港湾・海岸保全施設・漁港)

ク 誰でも水際線を快適・安全に散策できる連続性を持ったプロムナードの整備など、瀬戸内海が多島美、原生林、自然海岸等の自然資源や行き交う船舶を眺めることができる環境づくりに努めます。

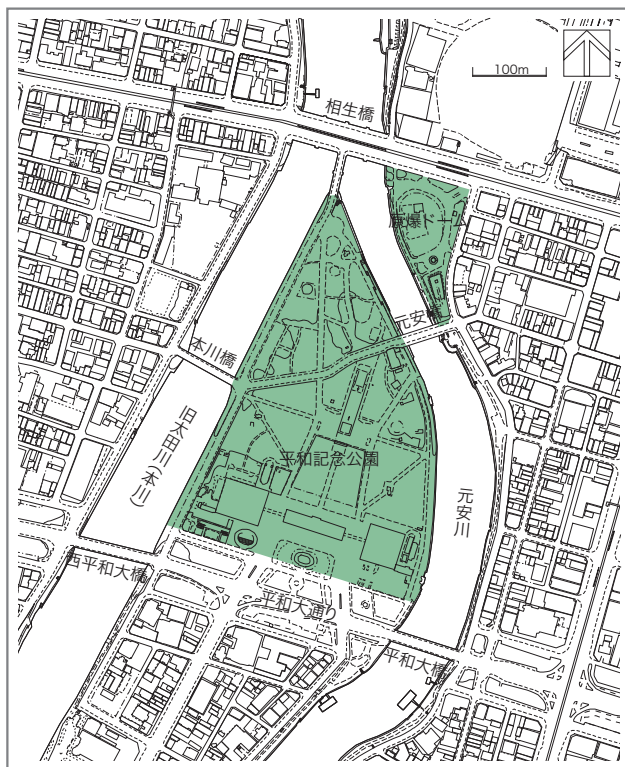
ケ 臨海部においては、開放的な親水空間を持つ港湾緑地の整備に努めます。

コ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。

サ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。

シ 港湾護岸等の適切な維持管理による良好な景観を形成します。

(7) 平和記念公園



景観重要公共施設指定区域図(第7章で届出の対象となる建築物等の施設を除く。)

【整備方針】

国指定の名勝である平和記念公園及びその周辺の区域には、世界遺産である原爆ドームの周囲に良好な環境を確保するための*バッファゾーンが設けられています。

この区域については、平成7年から「*原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物や屋外広告物等の配置、形態、色彩や素材などについて、景観協議を行い、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいととのバランスがとれた都市空間の形成に取り組んできました。

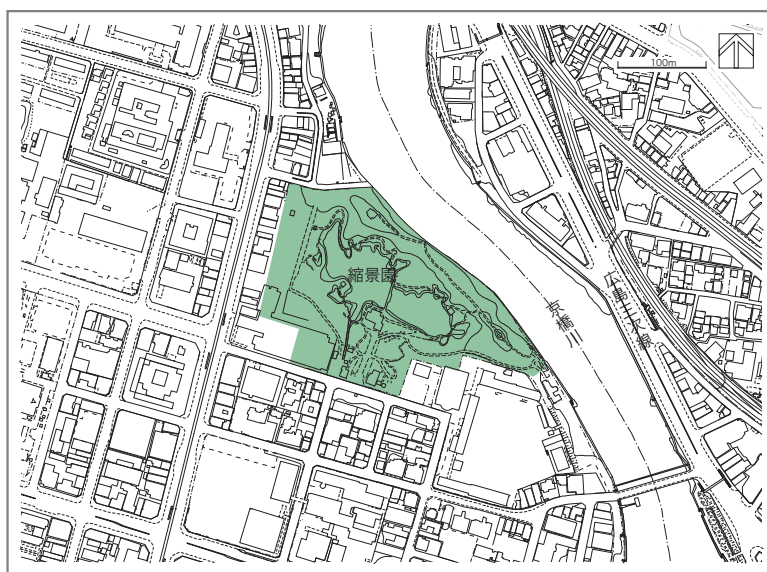
現在、被爆の実相を正しく伝えていくため、「平和記念施設保存・整備方針」に基づき、原爆ドームをはじめとする平和記念施設の保存・整備等の取組を推進しており、原爆ドームを望む南北軸線上の見通しを大切にした景観形成に努めるなど、平和を願う市民や広島を訪れる世界中の人々が、集い、憩い、行動できる空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 平和記念公園へのアプローチ部のゲート性などに配慮した空間整備を行います。
- イ 園路の舗装は、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と調和する素材を用い、色彩等の統一に努めます。
- ウ 河岸の散策路等の整備などデザインに配慮した歩行者空間を整備します。
- エ 防護柵類などの工作物については、安全性を考慮した上で、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- カ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮するとともに、平和記念公園内の施設にふさわしいデザインとします。

- キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- ク 平和記念公園内の樹木の保全や木々に囲まれた施設の見通しをよくするなど適切なせん定を行います。
- ケ 施設等の適切な維持管理に努めます。
- コ 原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成を図るため、この景観を阻害する施設等は設置しないこととします。また、植栽により、背後の建築物等を遮蔽するとともに、原爆ドームに平和記念資料館本館下の視点場からの視線を誘導します。

(8) 縮景園



景観重要公共施設指定区域図(広島県立美術館の施設を除く。)

【整備方針】

国指定の名勝である縮景園は、元和(げんな)6年(1620年)に広島藩主浅野家の別邸の庭園として作庭された本市を代表する由緒ある庭園です。現在、広島県において管理運営されており、*都心にありながら落ち着きのある静寂なたたずまいが保持されています。

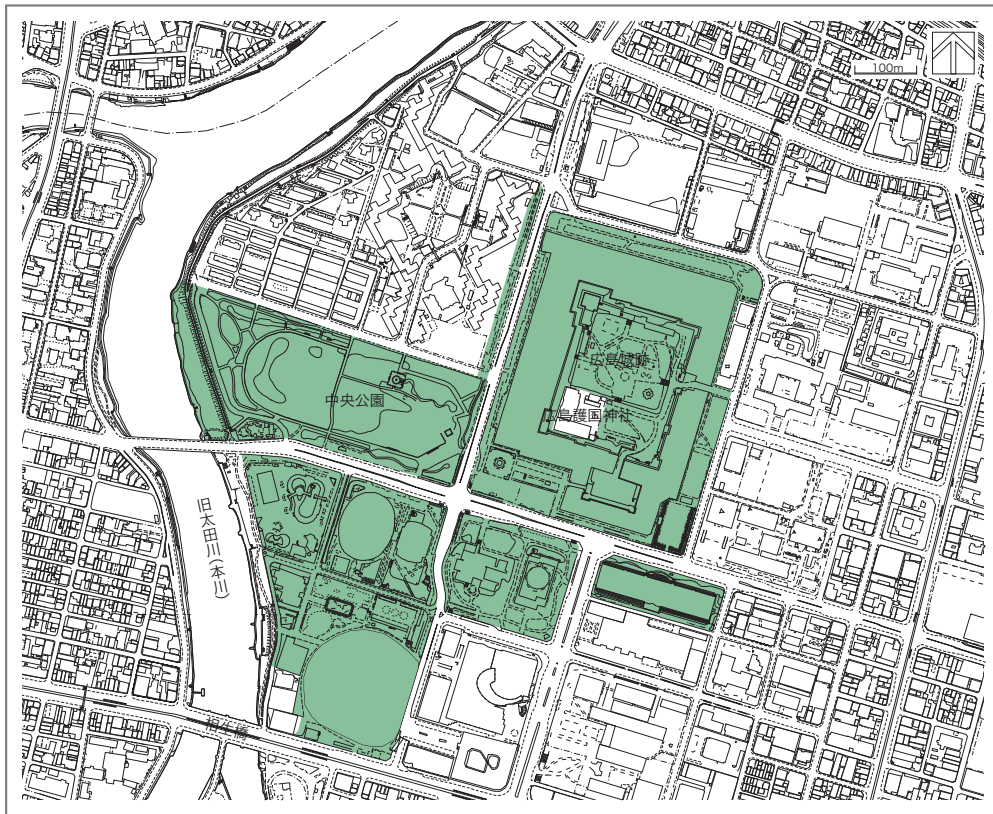
また、本市において、この縮景園周辺については、平成19年から「*縮景園周辺建築物等美観形成要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物の配置、壁面の材料・色彩、屋外広告物の設置等について、景観協議を行い、縮景園の有する歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、また、市民や本市を訪れる人々が、安らぎ、くつろぐことができる雰囲気壊さないよう、縮景園のたたずまいと調和した景観の形成に取り組んできました。

このような取組を継続するとともに、施設等の適切な維持管理や整備等により、文化財庭園としての景観の維持に努めます。

【整備に関する配慮事項】

- ア トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。
- イ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- ウ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(9) 中央公園



景観重要公共施設指定区域図(第7章で届出の対象となる建築物等の施設を除く。)

【整備方針】

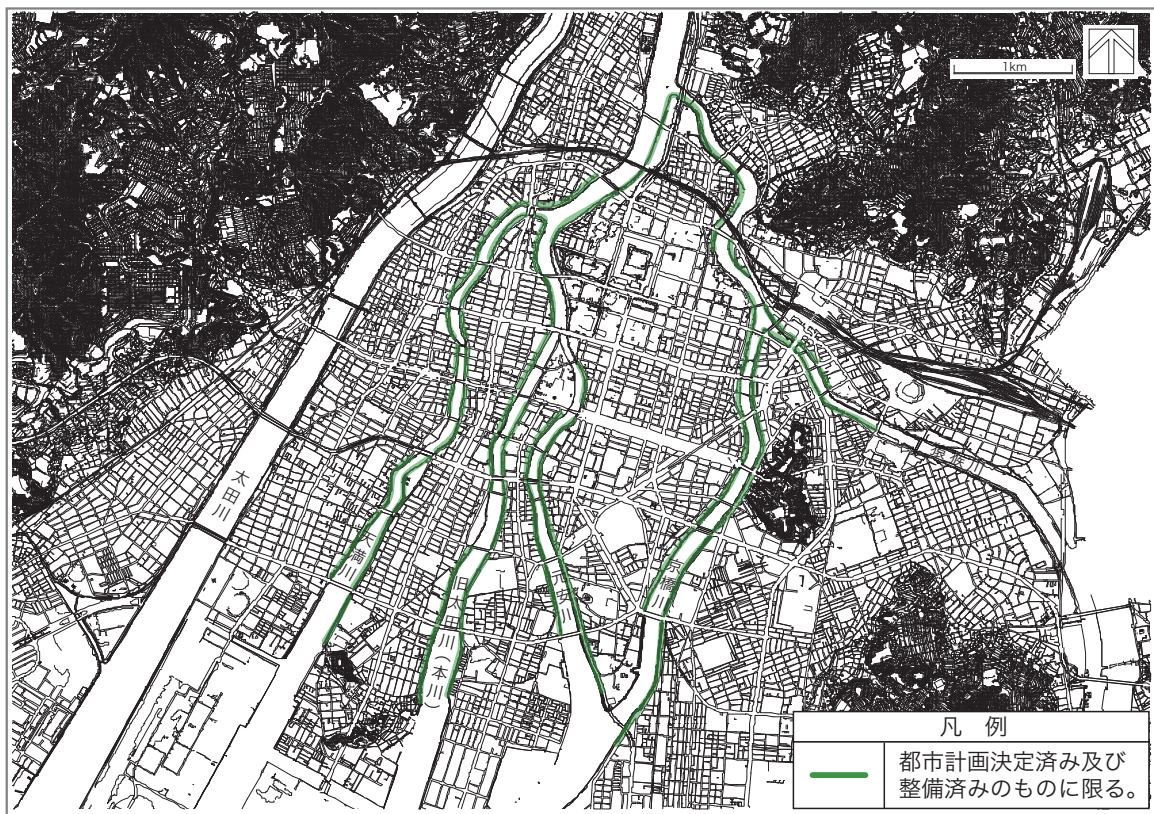
旧広島市民球場跡地や広島城を含む中央公園は、国指定の名勝である平和記念公園と道路を隔てて接し、*都心に位置する緑あふれる憩いの空間として多くの市民や観光客に親しまれるとともに、園内には、図書館や美術館、県立総合体育館などの教育・文化・スポーツ施設が立地するなど、多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい都市景観を形成しています。

旧広島市民球場跡地を含む中央公園一帯は、平和記念公園から原爆ドームを見通す軸線上の景観に配慮するとともに、*都心に潤いを与える空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 公共施設の整備に当たっては、周辺景観と調和の図られた施設とします。
- イ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。
- ウ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- エ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(10) 河岸緑地



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

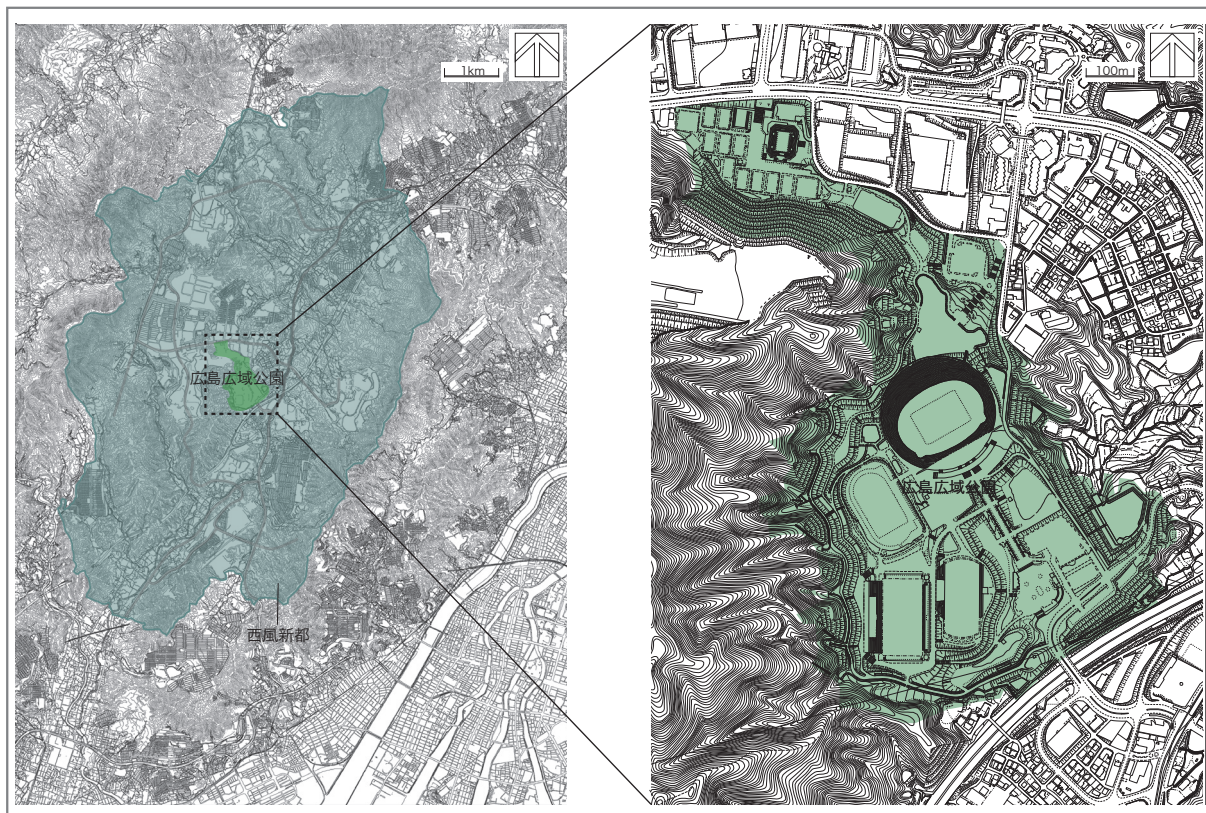
河岸緑地は、広島市固有のオープンスペースである河川空間を活用して魅力ある都市景観を形成し、安全で快適な活動や憩いの場を提供する役割を担っています。

引き続き、市民や広島を訪れる人が、水辺に親しみ、楽しむことのできる「*水の都ひろしま」にふさわしい潤いや安らぎ、にぎわいのある都市空間として整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 「*水の都ひろしま」構想に基づき、市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力ある水辺の創出、にぎわいのある水辺の創出を目指します。
- イ 市民や来訪者が利用しやすい園路の整備や橋詰めにはポケットパーク的機能を持った憩いの場の整備、四季の変化が楽しめる植栽など河岸緑地の整備を行います。
- ウ 防護柵類などの工作物については、安全性を考慮した上で、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- エ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ トイレやベンチなどの便民施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。
- カ 公共サイン等は、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- キ 施設等の適切な維持管理に努めます

(11) 広島広域公園



景観重要公共施設指定区域図(第7章で届出の対象となる建築物等の施設を除く。)

【整備方針】

広島広域公園は、西風新都のほぼ中心に位置し、広島平和記念公園の約5倍に当たる約60ヘクタールの面積があります。公園内には、陸上競技場をはじめ、第一球技場、第二球技場、テニスコートがあり、国際的・全国的なスポーツ大会が開催されるとともに、市民の誰もが日常的に、四季を通じて、多様なレクリエーション活動を行うことのできる憩いの空間となっています。

施設等の適切な維持管理や整備等により、自然に囲まれた広域的なスポーツ交流の拠点となる都市公園としての景観の維持に努めます。

【整備に関する配慮事項】

- ア 園路の舗装は、自然環境と調和するよう努めるとともに、色彩等の統一に努めます。
- イ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、自然環境との調和に配慮したデザインとします。
- ウ トイレやベンチなどの便民施設の設置に当たっては、自然環境に配慮したデザインとします。
- エ 公共サイン等は、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- オ 施設等の適切な維持管理に努めます。